

とちぎの元気な森づくり県民税に対する意見等

【税事業】

■元気で安全な奥山林の整備

【県議会】

平成20年9月

- ・伐り捨て間伐であることが問題。改善すべき点は改善するという姿勢が求められる。
- ・保安林指定、強度間伐、整備後20年間皆伐禁止等の制約があり、所有者の理解が得られにくい。
- ・間伐のあり方を見直し、県産材活用住宅支援、列状間伐でナラ等の植栽に活用すべき。
- ・クマ、シカによる剥皮害防止に使えないことが問題。
- ・獣害対策など、一步踏み込んだ対策を進めるべき。

平成22年2月

- ・将来の自発的森林管理を促すため、作業路などの整備を進めるよう改善策を講じること。

【林業団体】

平成20年5月

- ・森林整備を推進するのに不可欠な作業道開設に県民税を活用すること。
- ・獣害防止のための対策を講じること。
- ・保安林の指定が難しい普通林においても税の趣旨に合致するものは事業対象とすること。

【森林所有者】

平成22年8月

- ・地域にあった間伐率の設定が可能となるようにしてほしい。
- ・間伐意識高揚のため、搬出間伐への上乘せ補助の実施を検討してほしい。
- ・伐捨て間伐は以後の森林管理に支障を来すことから林内整理をが必要である。
- ・間伐材を有効活用してほしい。
- ・作業路を整備してほしい。
- ・間伐に限定せず、植栽・下刈り・枝打ち等の森林整備や侵入竹の除去にも支援を広げてほしい。
- ・間伐実施のために所有界の決定を事業で実施してほしい。
- ・獣害対策の事業量増、haあたりの対策本数の増など事業内容を拡充してほしい。
- ・地域全体の森林が健全となるよう保安林外や県有林等全ての森林を対象とすべきである。
- ・事業実施後20年間の皆伐禁止は森林の循環利用を阻害すると思われる。
- ・県営の間伐ではなく、補助の体系での実施を検討すべきである。

■明るく安全な里山林の整備

【県議会】

平成22年12月

- ・PES※の対応も含め、生物多様性の保全対策に税を活用すべき。
※PES(Payment for Ecosystem Service)「生態系サービスへの支払い」

【市長会】

平成20年

- ・ごみ不法投棄防止対策を考慮し通学路・獣害対策の整備費の増額。
- ・協定期間の短縮(10年→5年)
- ・管理費の増額

■ 間伐材の有効活用

【県議会】

平成20年9月

- ・税で間伐した材を熱源として利活用すべき。

平成20年12月

- ・資源の最大限の利用を図るべく、その利用の意義や活用方法などについて積極的に検討すべき。

平成21年2月

- ・間伐材の利用を考え、机・いすの配布数の拡大を図るべき。

平成22年6月

- ・間伐材の有効利用にさらに税を活用し、“エコとちぎ”づくりを推進すべき。

平成22年9月

- ・森林の少ない平場の市町村では、間伐材の利用を積極的に進めるべき。

【林業団体】

平成20年5月

- ・バイオエネルギーとしての活用など新たな取組の検討も含め、間伐材の有効利用の推進を行うこと。

■ その他

【県議会】

平成22年9月

- ・税による森林整備をクレジット化し、地球温暖化対策のための森林整備をさらに進めるべき。

【町村会】

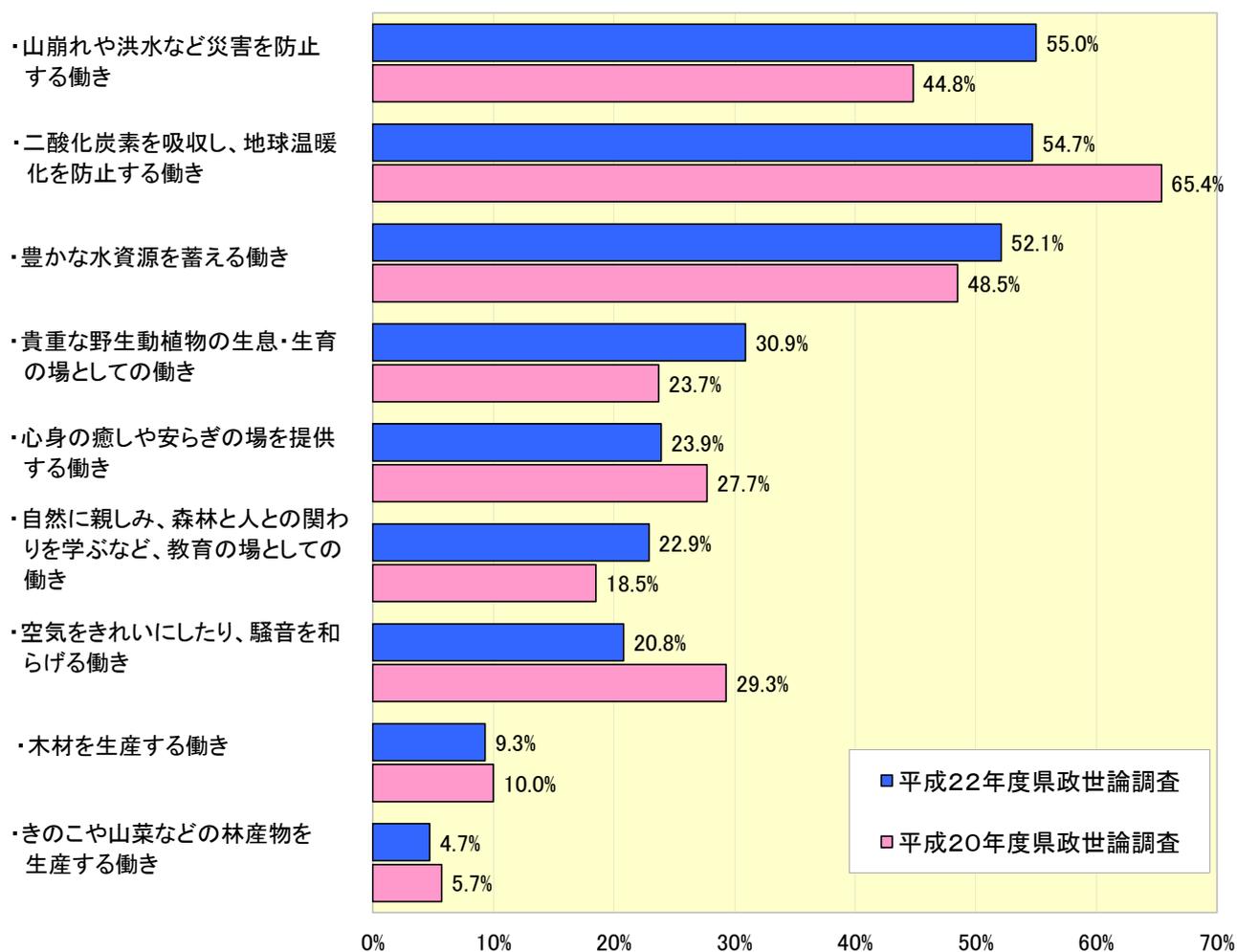
平成22年

- ・机・いす配布数の拡充と一部交付金化。

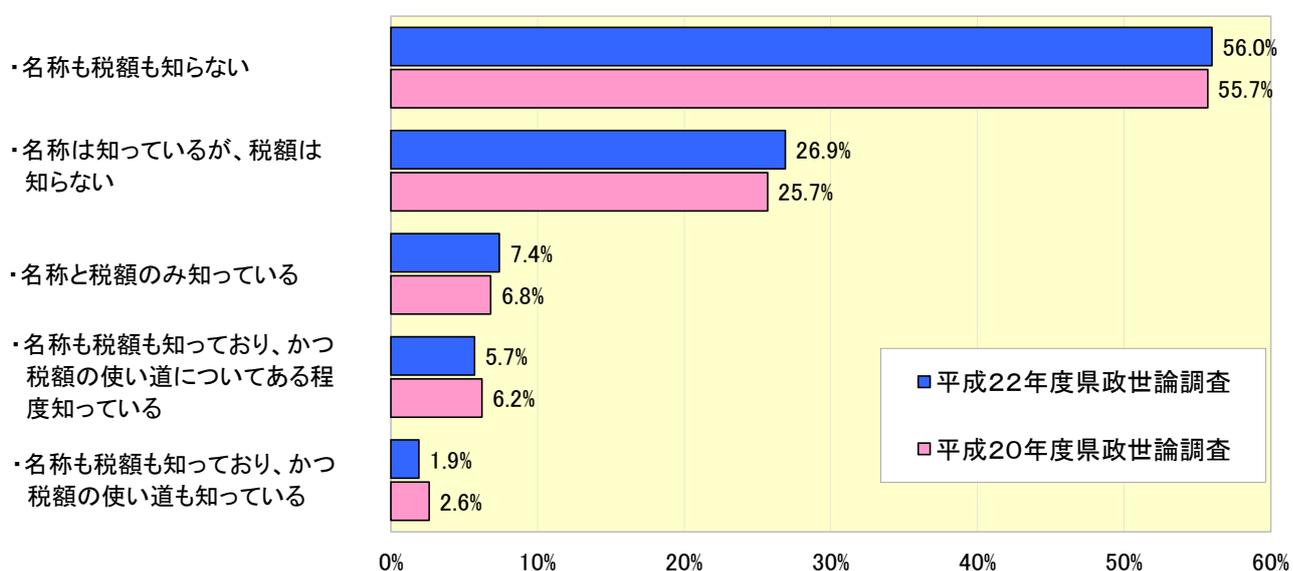
【県民意識】

《県政世論調査結果から》

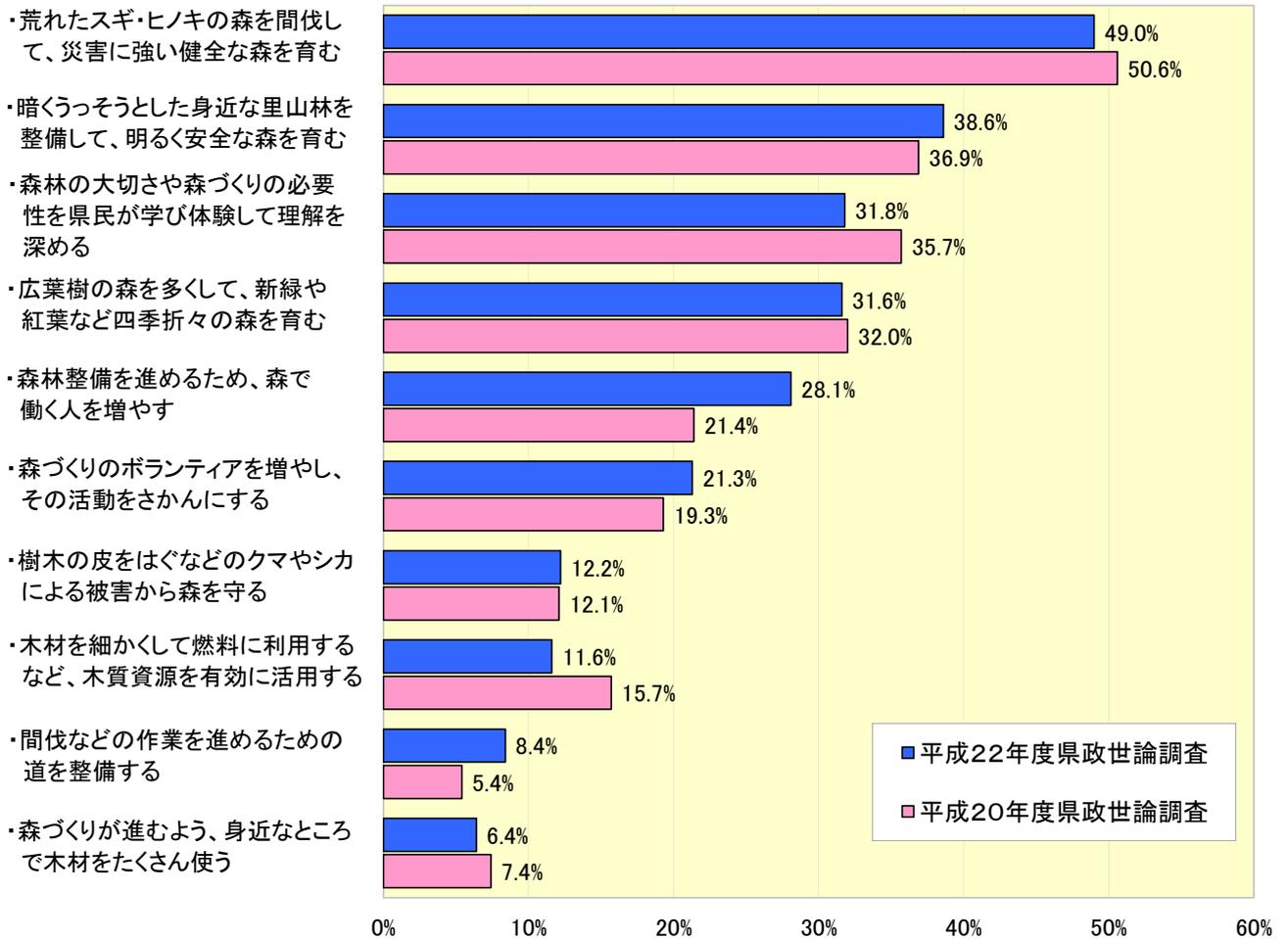
(1) 重要と考える森林の働き



(2) 「とちぎの元気な森づくり県民税」の認知度



(3)「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用して行うべき取組



【税の使途】

とちぎ未来開拓プログラム《平成21年10月》

Ⅱ 1 (3)未来につなぐ環境づくり 〈とちぎの元気な森づくり県民税事業費〉

- ・奥山林・里山林の整備、森を育む人づくりなど、県民協働による森づくりを進める

Ⅱ 3 歳入の確保〔主な取組④〕◆とちぎの元気な森づくり県民税の使途の検討

- ・事業の進捗や県民の皆様の御意見等を踏まえ、使途について検討

県行財政改革検討会 報告書《平成21年10月》

とちぎの元気な森づくり県民税の使途拡大の検討

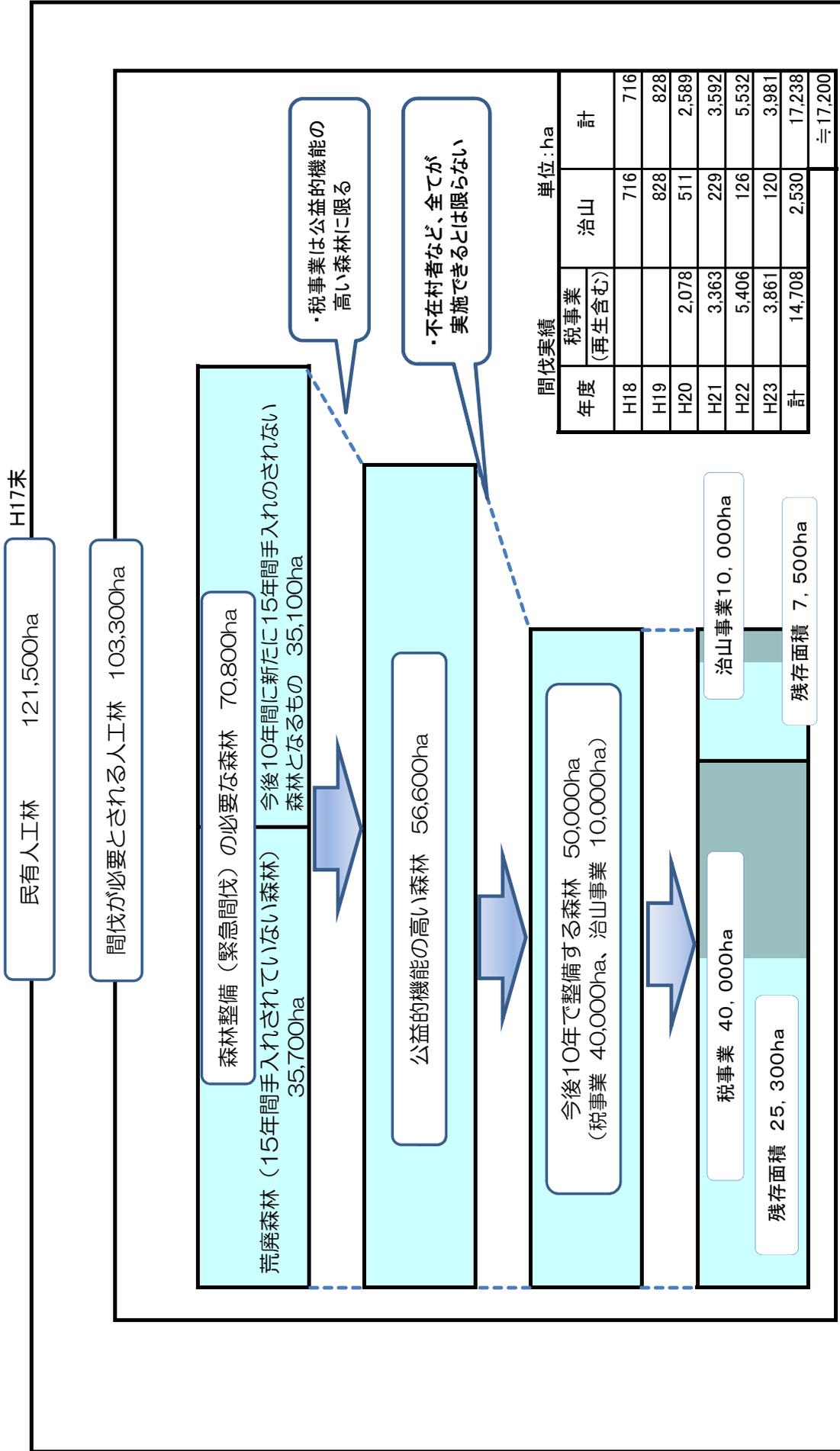
- ・とちぎの元気な森づくり県民税について、県民の理解を得た上で使途拡大を検討することを提案
- ・地球温暖化対策に関する事業や林業の作業道整備等にとちぎの元気な森づくり県民税充当を検討

とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱(第5期)〕《平成23年2月》

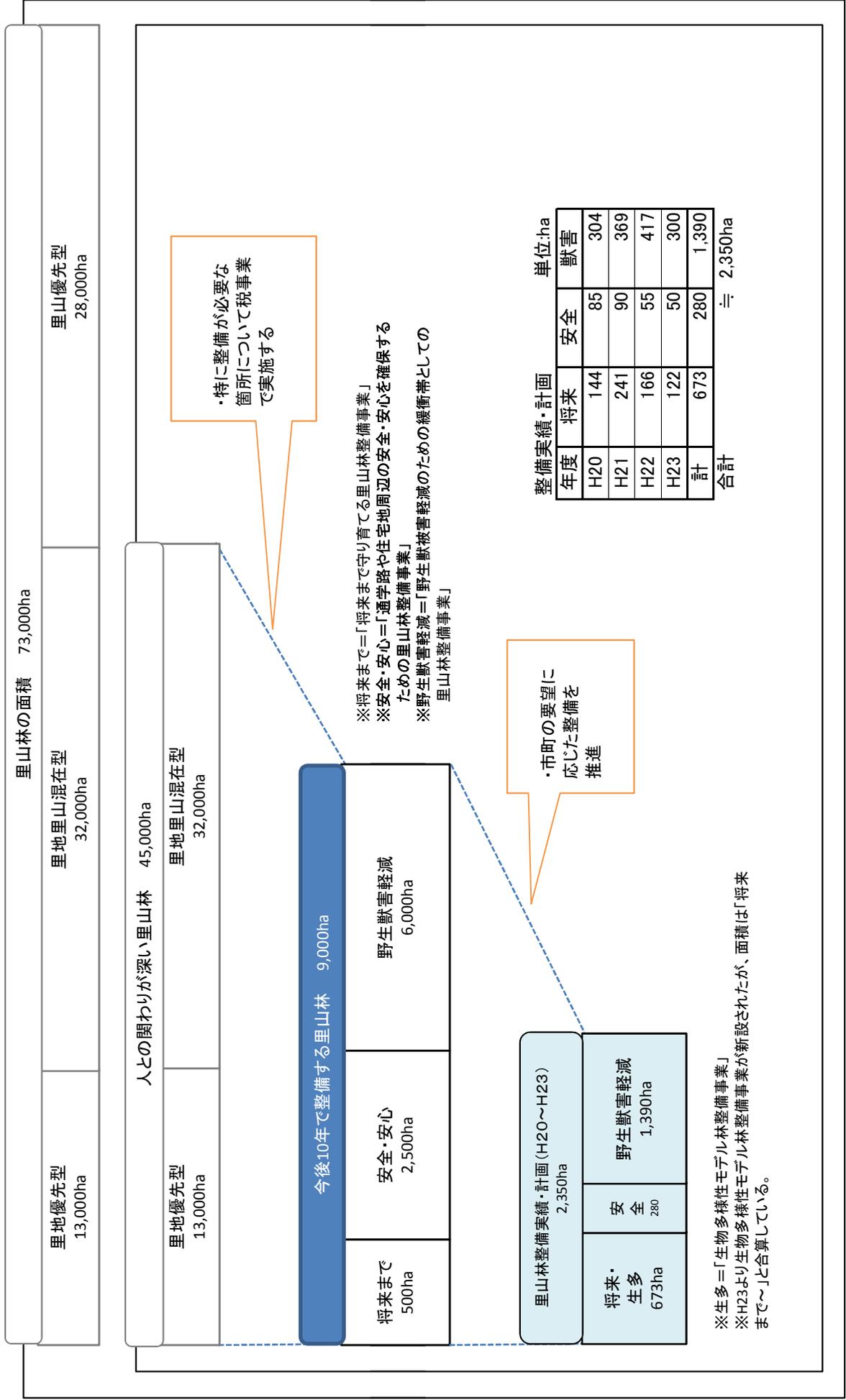
とちぎの元気な森づくり県民税の使途の検討

- ・事業の進捗や国の動向・県民のニーズを踏まえた使途の見直しの検討

とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業対象森林について



とちぎの元気な森づくり里山林整備事業対象森林について

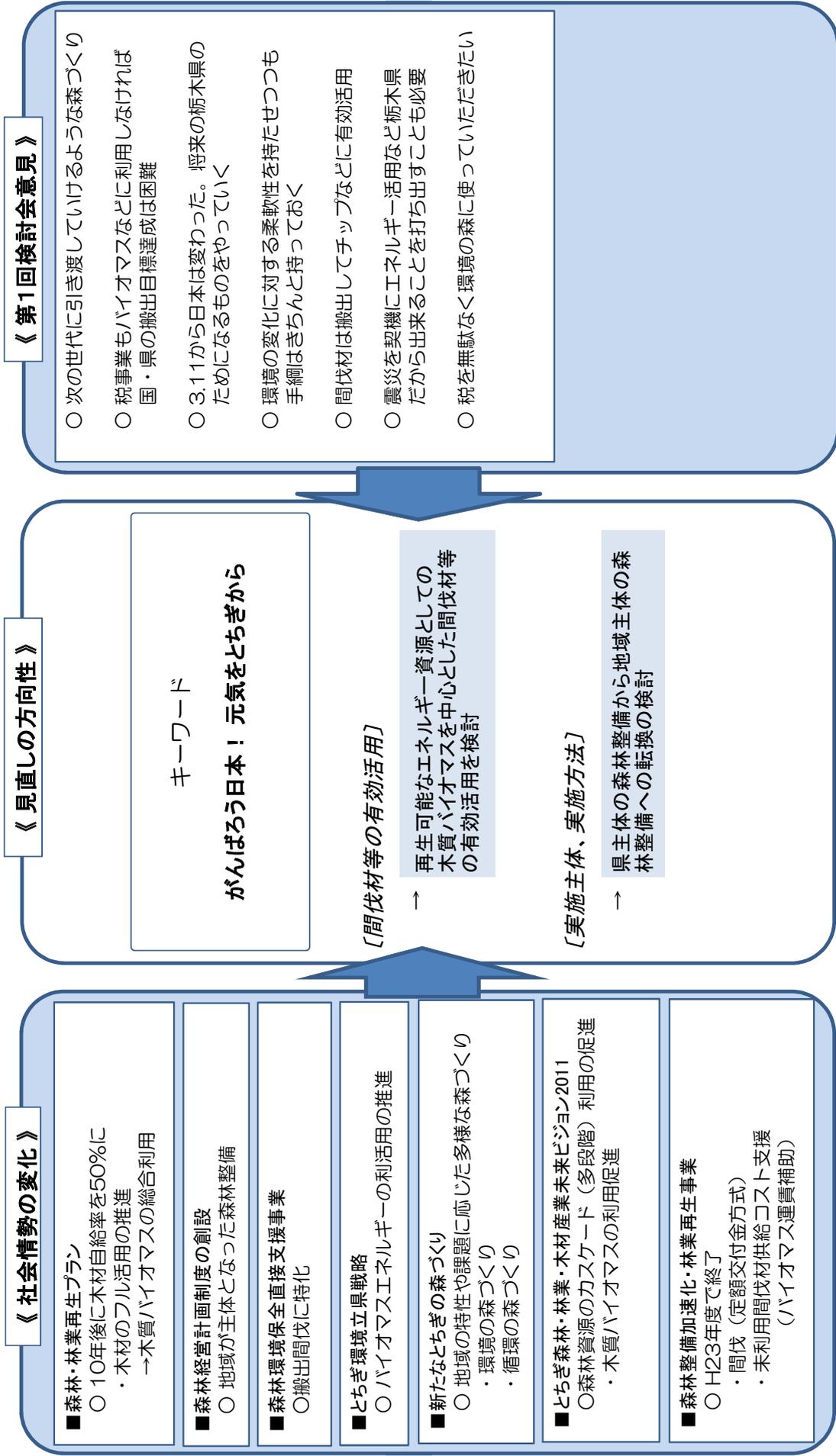


とちぎの元気な森づくり県民税事業「森を育む人づくり」 事業実施状況

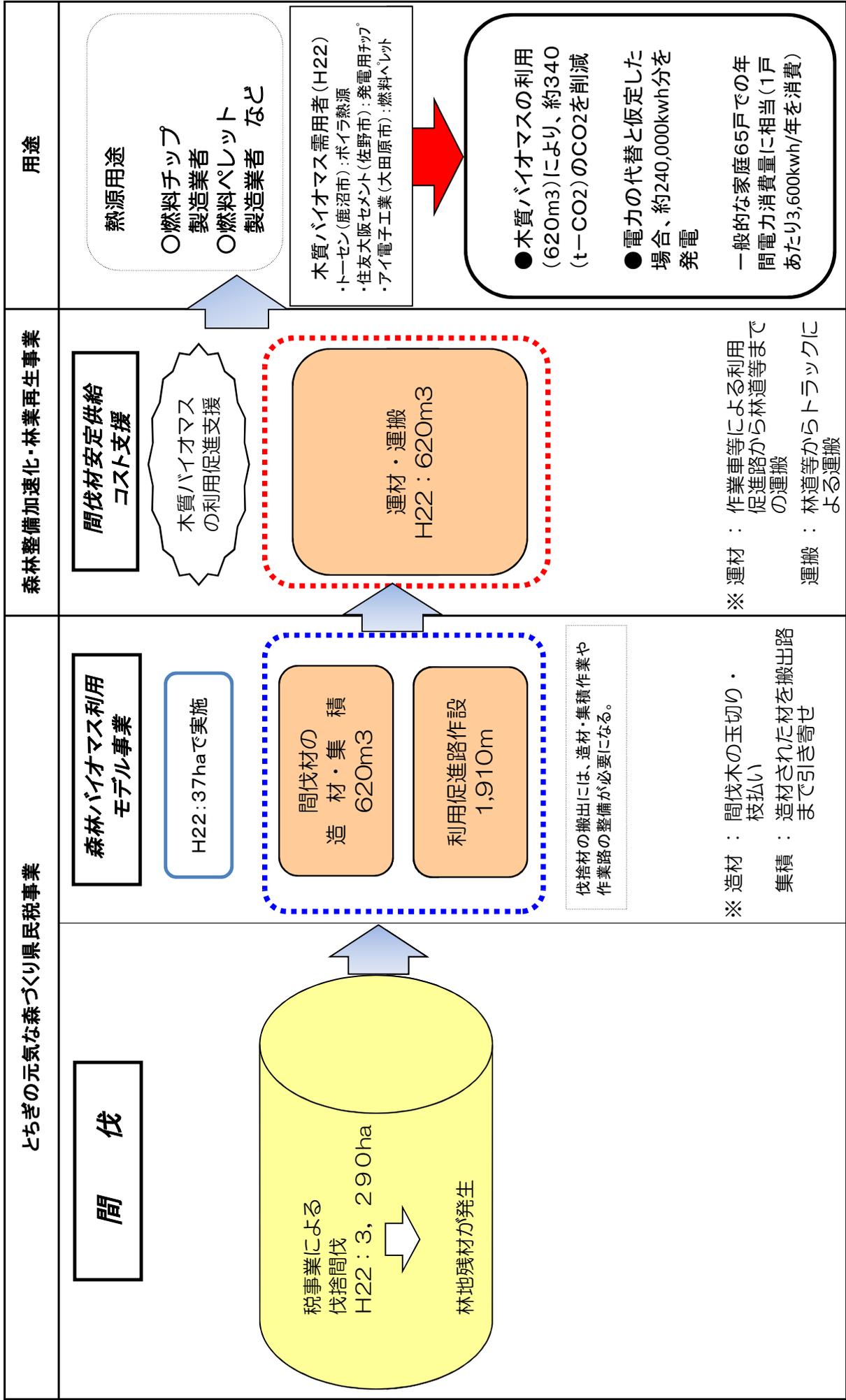
区分	事業の目的	実施内容・実績(計画)	備考
県事業	元気な森を育む木の良さ普及啓発事業	小中学校への机・いすの配布 間伐材の有効利用のPR、木の良さや森林整備の必要性への理解促進	～H23配布数7,600基 H23から一部交付金化 要望数 20,944基
	とちぎ「森の楽校」事業	森づくり活動を行う人材の育成・子どもたちへの森林に対する理解促進	16市町 H23: 1,800基 12市町 H22: 2,000基
	とちぎ森づくり情報センター事業	県民等が森林整備活動等へ参加できるための情報共有の仕組づくり	11市町 H21: 1,800基 12市町 H21: 2,000基
	とちぎの元気な森づくり県民広報事業	税の周知(税事業評価委員会含む)等	県民利用施設へのパンチの配布 全体計画 2,000基 H22新規事業 H22: 500基 H23: 500基
	とちぎの元気な森づくり県民広報事業	森づくり活動による森づくり活動のコーディネートやサポート等	「森づくり」などの各講座の開催、交流会・森林環境学習指導者研修会の開催等 開催実績 H20: 18回 H21: 18回 H22: 20回 H23: 20回
		税事業実施箇所の見学や映像資料、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報活動	
		「森づくり」、「木づかい」の展開、森林の大切さや森林整備の必要性などの普及啓発	
		参加団体数	H20: 57団体 H21: 57団体 H22: 59団体 H23: 60団体
		ボランティア等による森づくり活動、森林教室の支援等	
		活動実績	13市町 H20: 36活動 16市町 H21: 50活動 19市町 H22: 54活動 H23: 20市町
市町村交付金事業	森づくり活動地域支援事業	森林の大切さへの理解促進、みどり豊かな環境を将来に引き継ぐ意識の醸成	
	木の香る環境づくり支援事業	木を使うことが森林整備につながることへの理解促進	10市町 H20: 15取組 14市町 H21: 23取組 18市町 H22: 26取組 H23: 21市町
	公共施設の木造・木質化の支援等		
	広域的な森づくり活動の支援等	地域の一ニースに即した特色ある取組への支援	取組実績 H20: - H21: 5市町 H22: 3取組 H23: 2市町

「元気で安全な奥山林の整備」の見直しの方向性について

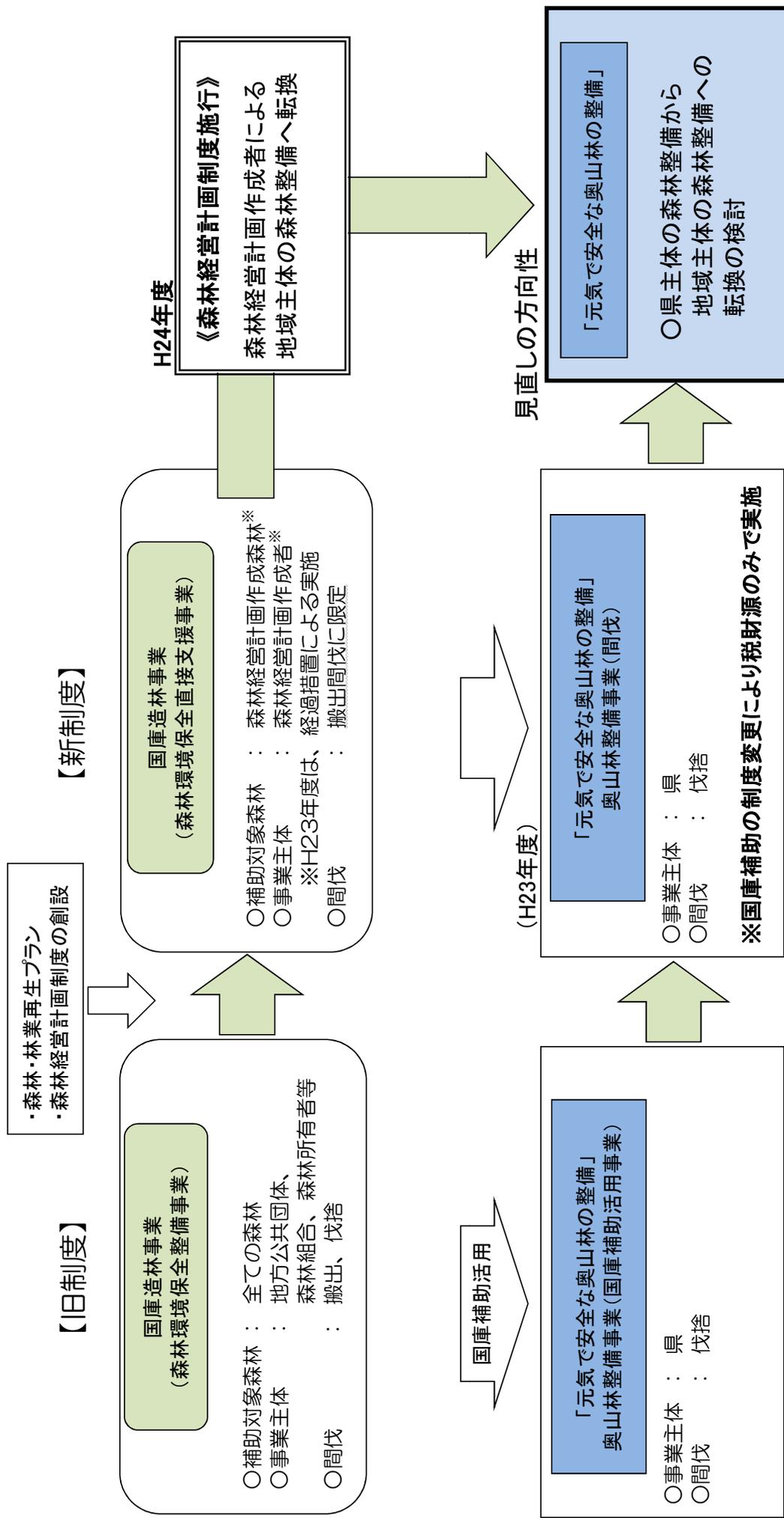
●引き続き「間伐」による公益的機能の増進を図りながら新たなニーズに対応した更なる公益的機能の発揮方策について検討



税事業と再生事業との連携による木質バイオマスの再生可能エネルギーへの活用実績



国の制度変更に伴う税事業見直し方向性について

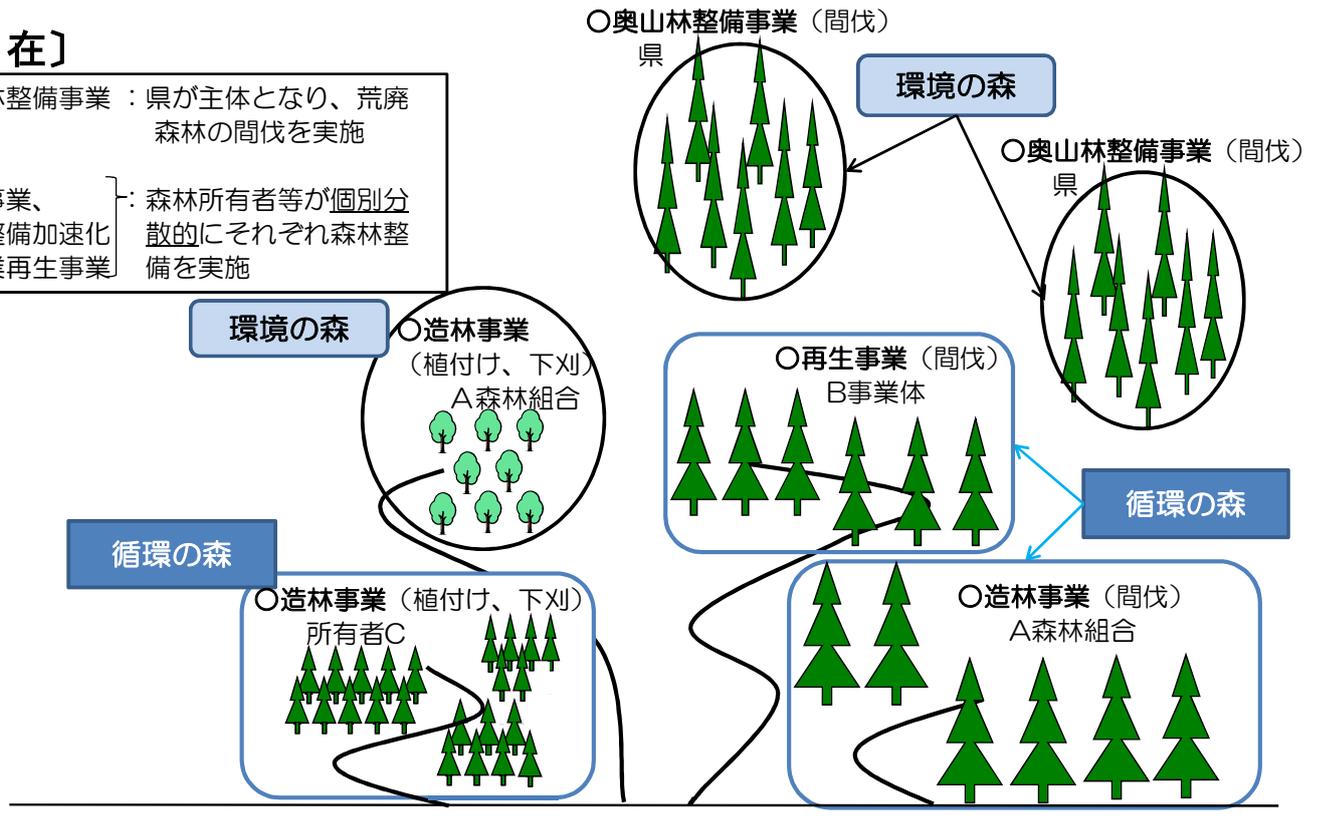


森林経営計画による森林管理イメージ

〔現在〕

奥山林整備事業：県が主体となり、荒廃森林の間伐を実施

造林事業、
森林整備加速化
・林業再生事業 } 森林所有者等が個別分散的にそれぞれ森林整備を実施



〔今後〕

やる気と実行力のある者が森林経営計画を作成し、地域を一体として森林を管理

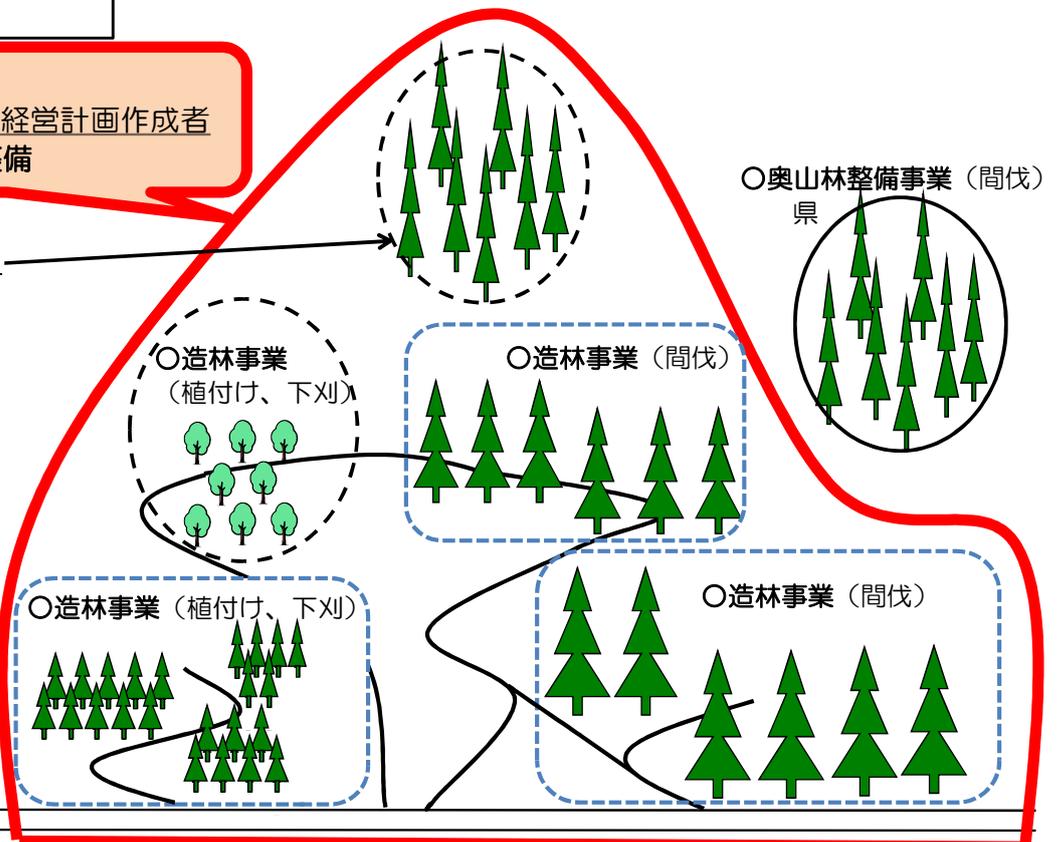
森林経営計画

森林の管理主体：森林経営計画作成者
→ 地域主体の森林整備

○奥山林整備事業 (間伐)
管理主体は経営計画作成者であり、県事業として入札制度での実施は、そぐわない。
→ 交付金等による支援について検討

森林経営計画による森林管理のメリット

- ・ 面的管理が実施されることで、森林の多面的機能が向上する。
- ・ 計画的かつ効率的な施策実施が確保される。



森林の野生獣被害及び対策について

1 林木への被害

【林木の被害状況】



剥皮被害



剥皮被害



被害木

剥皮被害



被害防止資材設置状況

【被害対策】

○奥山林整備事業（獣害対策）

（1）補助要件等

事業名	支援内容	補助要件等
奥山林整備事業 （獣害対策）	被害防止資材 の設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県シカ保護管理計画」、「栃木県ツキノワグマ保護管理計画」対象森林のうち、下記の内容に全て合致する森林。 <ol style="list-style-type: none"> (1)保安林もしくは保安林予定森林。 (2)4～12齢級の森林で獣害被害を受けた民有人工林。 (3)被害率5%以上の獣害被害を受けた森林。 ・保安林の指定や一定期間の主伐・転用を禁止する協定を締結。

（2）実施状況

計画数量及び実績

年度	計画面積 (ha)	実績 (ha)
21	360	357
22	240	320
23	200	
24	100	
計	900	



森林所有者から被害増大の声

被害現況調査(調査中)

奥山林整備事業における獣害対策の期間、計画見直しの検討

2 植栽木への被害

【植栽木の被害状況】



被害地状況



被害木状況



被害木

被害木状況



被害跡

【被害対策】

現在、植栽木の獣害被害に対応可能な事業は以下のとおり。

事業名	支援内容	補助要件等
造林事業	<ul style="list-style-type: none"> 忌避剤[※]の塗布 鹿柵の設置 <p>※忌避剤：シカなどの有害な動物が嫌う味を使い植栽木に近寄らないようにする薬剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣被害が継続している地域において実施。 植栽、下刈等の施業と一体的に実施すること。

「忌避剤」の実施については、

- ・忌避剤の効果を持続させるための年2回以上の塗布への支援は不可。
- ・下刈が終了し、除伐等が必要となるまでの期間の対策実施への支援は不可。

獣害被害により森林の公益的機能の増進が阻害

獣害対策の検討の必要性